

# 2 告 示

( 広 告 物 景 観 モ デ ル 地 区 の 指 定 )

## 広告物景観モデル地区の指定

### (1) 古川市十日町地区(平成 6 年宮城県告示第 1342 号)

屋外広告物条例(昭和 49 年宮城県条例第 16 号。以下「条例」という。)第 21 条の 2 第 1 項の規定により、広告物景観モデル地区(以下「モデル地区」という。)を次のとおり指定する。

平成 6 年 12 月 26 日

宮城県知事 浅野 史郎

#### 1 モデル地区として指定する区域(以下「当該モデル地区」という。)

古川都市計画道路大崎大通線(以下「本線」という。)のうち、県道古川松山線との交点から市道図書館前線との交点までの区間、同区間の本線の路肩から両側 35m 以内の区域、古川市十日町 76 番 1 及び 77 番 1 のうち本線の路肩から 35m 以内の区域並びに同市同町 76 番 2。ただし、同市十日町 25 番 1、26 番 1、105 番 3 及び 106 番 3 は、当該モデル地区から除く。

#### 2 当該モデル地区の屋外広告物(以下「広告物」という。)及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)に関する指針

##### 1) 当該モデル地区の広告物及び掲出物件(以下「広告物等」という。)に関する基本構想

当該モデル地区は大崎大通線沿線に位置する古川市内の代表的な商業地区の一つであり、地区内の事業主が中心となって「四季彩通り商店街振興組合(事務所所在地古川市。以下「四季彩通り商店街振興組合」という。)」を結成し、地区内の環境の整備改善や商店街の活性化に努めている。また、街路事業等による歩道拡幅、無電柱化、街路樹の整備などによって、開放的な歩行者空間や四季折々の樹木に恵まれた落ち着いた美しい街並みの形成が図られている。

そこで、広告物等についても、この街並みにふさわしいものとする必要があるため、表示できる広告物等の内容や種類を限定することとする。また、広告物等の大きさ、高さ、種類、色彩等についても、当該地区の街並みと調和するよう規制や指導を行い、良好な景観を形成していくこととする。

##### 2) 当該モデル地区の美観を維持するための広告物等に関する基準

#### (1) 次に掲げる内容の広告物等以外は、表示し、又は設置しないこと。

ア 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場(以下「事業所等」という。)に表示し、又は設置する広告物等

イ アに掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等

ウ 公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等

エ 四季彩通り商店街振興組合が設置する掲示板

#### (2) 建築物等の屋上等に表示し、又は設置して使用する固定広告物又は照明広告物については、表示し、又は設置しないこと。

#### (3) すべての広告物等について、ネオン管の露出したネオンサイン、光源の点滅する電飾装置又はけい光、発光若しくは反射を伴う塗料若しくは材料を使用しないこと。

#### (4) 固定広告物については、次に掲げる個数を超えて表示し、又は設置しないこと。

ア 1 の事業所当たりの延べ床面積が 200 m<sup>2</sup>未満の事業所等にあつては、3 個

イ 1 の事業所当たりの延べ床面積が 200 m<sup>2</sup>以上の事業所等にあつては、3 個

(5) 独立して地上に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物の面積及び高さについては、次のとおりとすること。

ア 面積

1面の面積が10㎡以内であり、かつ、1の広告物等の面積の合計が20㎡以内であること。

イ 高さ

地上から広告物等の上端までの距離が8m以内であること。

(6) (1)から(5)に定めのない事項については、条例第10条第1項に定めるところによること。

3) 当該モデル地区の景観と調和させるための広告物用に関する基準

(1) 広告物の色彩については、次のとおりとすること。

ア 広告物等の下地に用いる色は、緑、青又は茶色のいずれかとし、街並み全体と調和するような彩度及び明度とすること。

イ 1面の面積が5㎡を超える広告物等の下地以外に用いる色は、街並み全体と調和するような色彩とすること。

(2) 広告物等の照明方法については、次に掲げるいずれかによること。

ア 広告物等の中に照明器具を内蔵する方法

イ 照明器具を地面に埋設し、又は地上若しくは建設物等に設置して広告物等をライトアップする方法

ウ 照明器具を広告物等にデザインとして組み込む方法

(3) 固定広告物、簡易広告物、移動広告物いずれにも該当しない広告物等で主に営業時間中に事業所等の前に置くなどして移動させて使用するものについては、1の事業所等について、2個以上の個数を表示し、又は設置しないこと。

(4) 建築物等の壁面に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物については、表示し、又は設置する建築物等及び街並み全体と調和するような大きさとする。

(5) 簡易広告物の表示又は設置については、次のとおりとすること。

ア 1の広告物内容につき、2個以上の簡易広告物を表示し、又は設置しないこと。ただし、冠婚葬祭又は当該モデル地区に事業所等を有する者の行う特別セールも若しくはイベントのため1箇月以内の期間のみ表示し、又は設置するものについては、この限りではない。

イ 自己の事業所等の敷地以外には簡易広告物を表示し、又は設置しないこと。ただし、冠婚葬祭又は当該モデル地区に事業所等を有する者の行う特別セール若しくはイベントのため1箇月以内の期間のみ表示し、又は設置するものの及び四季彩通り商店街振興組合があらかじめ指定する掲示板に表示するはり紙については、この限りではない。

(6) シャッター上に広告物を表示する場合は、そのデザインについて街並みと調和するようなものとする。

## (2) 塩竈市北浜沢乙線沿線地区(平成7年宮城県告示第1293号)

屋外広告物条例(昭和49年宮城県条例第16号。以下「条例」という。)第21条の2第1項の規定により、広告物景観モデル地区(以下「モデル地区」という。)を次のとおり指定する。

平成7年12月12日

宮城県知事 浅野史郎

### 1 モデル地区として指定する区域(以下「当該地区」という。)

塩竈市海岸通、宮町、本町、一森山、西町、泉ヶ岡及び赤坂の各一部

なお、地番等は、省略し、関係書類は、宮城県土木部都市計画課、宮城県仙台東土木事務所行政課及び塩竈市建設部都市計画課に備え置く。

### 2 当該地区の屋外広告物(以下「広告物」という。)及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)に関する指針

#### 1) 当該地区の広告物及び掲出物件(以下「広告物等」という。)に関する基本構想

当該地区は古くから志波彦神社、塩竈神社をはじめとする歴史、文化資源に恵まれ、また近くには塩竈湾、入江状の地形をした地区の中心を通る道路に沿っては祓川、両側には一森山及び塩竈公園の森等、豊富な自然、景観資源も有している。また、都市計画道路北浜沢乙線の拡幅事業等に伴う景観整備事業によって、海と社を結ぶ一つの軸として道路そのものの観光資源化が図られるとともに、沿線地域についても、背景の自然景観、意匠、素材等に十分配慮した建築物の整備等により門前町の趣を感じさせる落ち着いた街並みの形成が図られ、地区全体として、その特性を生かした個性豊かで魅力あるまちづくりが進められている。

そこで、広告物等についても、当該地区のまちづくりの方向にあわせ、歴史を感じさせる門前町風の街並みやその背景となる自然景観に調和したものとするため、その種類、大きさ、個数、照明等について独自の規制を行うと共に、色彩、素材、形状等についてもきめ細かな指導を行い、良好な景観を形成していくこととする。

#### 2) 当該地区の美観を維持するための広告物等に関する基準

##### (1) 次に掲げる内容の広告物等以外は、表示し、又は設置しないこと。

ア 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場(以下「事業所等」という。)に表示し、又は設置する広告物等

イ アに掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等

ウ 公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等

##### (2) 建築物等の屋上等に表示し、又は設置して使用する固定広告物については、表示し、又は設置しないこと。

##### (3) すべての広告物等について、ネオン管の露出したネオンサイン又は光源の点滅する電飾装置を使用しないこと。

##### (4) 固定広告物については、次に掲げる個数を超えて表示し、又は設置しないこと。

ただし、当該地区のうち塩竈本町に所在し、かつ県道塩釜吉岡線に向けて表示し、又は設置する広告物等は、これらの個数に含めない。

ア 独立して地上に表示し、又は設置する固定広告物(以下「独立地上広告物」という。)にあっては、1の事業所当たり2個

イ 建築物用の壁面に表示し、又は設置する固定広告物(以下「壁面広告物」という。)にあって

は、1の壁面当たり5個

(5) 独立地上広告物の面積及び高さについては、次のとおりとすること。

ア 面積

1面の面積が10㎡以内であり、かつ、1の広告物等の面積の合計が15㎡であること。

イ 高さ

地上から広告物等の上端までの距離が10m以内であること。

(6) (1)から(5)に定めのない事項については、条例第10条第1項に定めるところによること。

3) 当該地区の景観と調和させるための広告物等に関する基準

(1) 広告物等の色彩については、次のとおりとすること。

ア 広告物等の下地に用いる色は、緑、青若しくは茶色のいずれかの系統の色、無彩色、又は門前町風の街並みに調和する色とすること。

イ 1の広告物等に用いる色は、無彩色を除いて全部で3色以内とすること。

ウ 広告物等に用いる色の彩度及び明度については、門前町風の街並みに調和したものとする。

エ 1の壁面又は1の敷地に複数の広告物等を表示し、又は設置する場合には、これらの色彩について統一を図ること。

(2) 伝統的な趣のある建築物等若しくはその敷地又は門前町風の建築物等若しくはその敷地に表示し、又は設置する広告物等の素材については、布、木材、石又はこれらに模した材料を用いること。

(3) 伝統的な趣のある建築物等若しくはその敷地又は門前町風の建築物等若しくはその敷地に表示し、又は設置する広告物等の字体及び形状については、建築物等の形状、意匠等と調和するようなものとする。

(4) 伝統的な趣のある建築物等については、屋号、家紋等を表示すること。

(5) 壁面広告物の大きさについては、表示し、又は設置する建築物等及び街並み全体と調和させること。

(6) はり紙、広告幕又は立看板を表示し、又は設置する場合には、その個数は必要最低限とし、且つ表示し、又は設置する場所及び方法についても、雑然とならないよう配慮すること。

(7) 固定広告物、簡易広告物又は移動広告物のいずれにも該当しない広告物等で主に営業時間中に事業所等の前に置くなどして移動させて使用するものの個数については、1の事業所等当たり1個以内とし、かつ、事故の事業所等の敷地以外には表示し、又は設置しないこと。

### (3) 岩出山町通丁南町通り沿線地区(平成 8 年宮城県告示第 1417 号)

屋外広告物条例(昭和 49 年宮城県条例第 16 号。以下「条例」という。)第 21 条の 2 第 1 項の規定により、広告物景観モデル地区(以下「モデル地区」という。)を次のとおり指定する。

平成 8 年 11 月 29 日

宮城県知事 浅野史郎

#### 1 モデル地区として指定する区域(以下「当該モデル地区」という。)

玉造郡岩出山町二ノ構の一部

なお、地番等は省略し、関係書類は、宮城県土木部都市計画課、宮城県古川土木事務所行政課及び岩出山町地域計画課に備え置く。

#### 2 当該モデル地区の屋外広告物(以下「広告物」という。)及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)に関する指針(以下「指針」という。)

##### 1) 当該モデル地区の広告物及び掲出物件(以下「広告物等」という。)に関する基本構想

当該モデル地区が位置する岩出山町は、伊達政宗公が宮城の地で最初に居城したことで知られ、現存する日本最古の学問所である「旧有備館」や「岩出山城趾(城山公園)」など歴史的遺産が残されており、なかでも当該モデル地区は、町の中心商業地区として栄えてきたところである。また、都市計画道路「通丁南町通り線」拡幅整備事業等により、歴史的特性を活かし未来に目を向けたまちづくりが進められている。

そこで、広告物等についても、「商業のまちとしての活気ある空間づくり」、「歴史と自然が香る落ちつきあるひとときの提供」、「新しさへの期待と感動を満足させる情報サービスの提供」を主題とし、その種類、大きさ、高さ、個数、照明等について独自の規制を行うとともに、色彩、素材、形状等についても、きめ細かな指導及び助言を行い、良好な景観を形成していくこととする。

##### 2) 当該モデル地区の美観を維持するための広告物等に関する基準

###### (1) 次に掲げる広告物等は、表示し、又は設置してはならないこと。

ア 岩出山町に住所、店舗、事業所、営業所、作業場又は土地(以下「店舗等」という。)を有する者以外の者が表示し、又は設置する広告物等

イ 電力柱、電信電話柱、街路灯柱及び軌道柱に表示し、又は設置する広告物等

###### (2) 建築物等の屋上等に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物(以下「屋上広告物」という。)については、表示し、又は設置してはならないこと。ただし、当該建築物等が平家の場合は、この限りでないこと。

###### (3) (2)ただし書の場合の屋上広告物の個数、大きさ、高さ及び表示又は設置位置については、次のとおりとすること。

###### ア 個数

1 の建築物当たり 1 個を超えて表示し、又は設置してはならないこと。

###### イ 大きさ

当該広告物等の 1 面の面積が当該建築物等の壁面のうち面積が最大のものの面積の 5 分の 1 以内であり、かつ、当該広告物等の面積の合計が当該建築物等の壁面面積の合計の 5 分の 1 以内であること。

###### ウ 高さ

設置面から広告物等の上端までの距離が地上から設置面までの距離を超えず、かつ、8m 以内で

あること。

エ 表示又は設置の位置

道路に面した方向に表示し、又は設置することとし、道路に面した方向に一面を超えて表示し、又は設置してはならないこと。

- (4) 独立して地上に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物の個数、大きさ及び高さについては、次のとおりとすること。

ア 個数

1の建築物の敷地当たり1個を超えて表示し、又は設置してはならないこと。

イ 大きさ

1面の面積が5㎡以内であり、かつ、1の広告物等の面積の合計が10㎡以内であること。

ウ 高さ

地上から広告物等の上端までの距離が8m以内であること。

- (5) 建築物等の壁面に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物(以下「壁面広告物」という。 )の個数、大きさ及び高さについては、次のとおりとすること。

ア 個数

壁面広告物のうち、建築物等の壁面から水平方向に突き出して表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物(以下「突出看板」という。 )及び建築物等の底上に建てられ壁面に固定するなどして表示し、又は設置された固定広告物又は照明広告物については、1の店舗等当たりそれぞれ1個を超えて表示し、又は設置してはならないこと。

イ 大きさ

(ア) 壁面から水平方向に突き出す場合は、突出し幅が60cm以内であること。

(イ) 突出看板については、広告物等の上端から下端までの長さが2m以内であること。

ウ 高さ

当該建築物等の軒の高さを限度とすること。

- (6) 照明広告物のうち、ネオン管の露出したネオンサイン又は光源の点滅する電飾装置を使用する広告物(以下「特殊照明広告物」という。 )については、1の店舗等当たり1個を超えて表示し、又は設置してはならないこと。

- (7) (1)から(6)に定めのない事項については、条例第10条第1項に定めるところによること。

3) 当該モデル地区の景観と調和させるための広告物等に関する基準

- (1) 広告物等の素材については、岩出山町の特産物である竹や縦の木、その他の木材、石、布などの自然素材又はこれらに模した材料を用いること。

- (2) 商人のまちの賑わいを出し、まちなみの切妻、妻入及び庇を活かすため、広告物等の色彩については、日本の伝統色を用いることとし、蛍光塗料の使用は避けること。

- (3) 広告物等の字体及び形状については、古くから伝わる屋号、家紋等を尊重し、歴史や伝統を重んじたまちなみに調和するようなものとする。

- (4) 広告物等の意匠については、各店舗の事業内容を明瞭に表現し、まちなみに調和するようなものとする。

- (5) 次の広告物等については、次に掲げる個数を超えて表示し、又は設置してはならないこと。ただし、イに掲げる広告物等について、岩出山町南町商店街事業協同組合役員及び当該モデル地区の代表者で構成し、設置されたまちづくり委員会(以下「まちづくり委員会」という。 )が認めた場合

は、この限りでない。

- ア 製造業者が取り扱う商品について表示された広告物等で、当該製造業者から有料又は無料で支給されたもの(以下「メーカー支給看板」という。)については、1の店舗等当たり3個
  - イ 建築物等の軒又は庇に吊り下げて表示し、又は設置する広告物等(以下「軒下看板」という。)については、1の建築物当たり1個
  - ウ 固定広告物、簡易広告物又は移動広告物のいずれにも該当しない広告物等で主に営業時間中に店舗等の前に置くなどして移動させて使用するものについては、1の店舗等当たり1個
- (6) メーカー支給看板及び自動販売機に表示する広告物等については、景観を損なわないよう意匠加工するなどして、まちなみに調和するようものとする。
- (7) 軒下看板の高さについては、地上から広告物等の下端までの距離を2.1m以上とし、当該建築物等の軒の高さを限度とすること。
- (8) 壁面広告物のうち、突出看板を表示し、又は設置する位置については、一定の規則性を持たせるため、他の突出看板との調和に配慮すること。
- (9) 特殊照明広告物については、景観を損なわず、まちなみに調和するようものとする。
- (10) シャッター等の戸締り用材には、広告物等を表示し、又は設置してはならないこと。
- (11) まちづくり委員会は、まちづくり委員会が指針に合致する広告物等として推奨する広告物等(以下「推奨広告物」という。)を定めることとし、広告物等を表示し、又は設置するに当たっては、当該推奨広告物を採用し、又は参考にすることができること。